

新潟県教員の魅力発信広報活動強化事業業務 委託仕様書

1 業務の目的

本事業は、教員採用選考検査における県内外からの出願者確保を図るため、教員募集 Web サイトを中心に、動画制作や Web サイト更新、SNS・動画広告、各種メディアやナビサイト掲載、県内外でのガイダンス・説明会など、多様な広報手法を組み合わせた総合的な取組を強化するものである。これらの取組を通じて、新潟県教員の魅力や教育施策を効果的に発信することを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務概要

委託する業務は次のとおりとし、受託者は委託者と協議・調整を図りながら委託業務を遂行するものとする。

(1) 広報活動の立案・計画・進行管理

ア 教員採用に係る年間の広報計画を立案し、各種メディア広報、ナビサイト掲載、ガイダンス・説明会実施等を含めた効果的な広報方針を提案すること。

イ 立案した計画に基づき、施策の実施スケジュール及び進行管理を行うこと。

(2) SNS 等を活用した広報活動の展開

ア SNS 等を活用し、新潟県教員採用に関する広告配信及び新潟県教員募集サイトへの効果的な誘導を図ること。

イ 媒体の利用者属性に基づき、最も効果的な掲載方法や訴求内容を提案すること。

ウ SNS 等の広告配信効果を分析し、改善提案を行うこと。

(3) 各種メディアやナビサイト等による広報活動の展開

ア 各種メディアやナビサイト等を活用し、新潟県教員採用に関する広告配信及び新潟県教員募集サイトへの効果的な誘導を図ること。

イ 媒体の利用者属性に基づき、最も効果的な掲載方法や訴求内容を提案すること。

ウ 掲載状況およびアクセス等の効果を分析し、改善提案を行うこと。

(4) 広報活動に必要な動画等の制作

ア SNS、ナビサイト、新潟県教員募集サイト等に掲載する動画等を制作すること。

イ SNS 配信用、Web 掲載用として適切な形式で制作すること。

(5) ガイダンス・説明会等の立案計画および運営

ア ガイダンス・説明会等の立案計画および運営を行うこと。

イ 開催方法、時期、内容について委託者と協議の上、提案すること。

ウ ガイダンス・説明会開催に関する広報、参加とりまとめ、会場予約、機材準備、当日の運営を行うこと。

エ 参加者アンケートを実施し、分析結果を報告すること。

(6) 打合せの実施

ア 委託者の求めに応じて打合せ等を行うこと。

イ 打合せに際し、実施記録を作成し提出すること。

(7) その他

ア 広報活動の効果分析を行うこと。

イ 委託者の求めに応じて、新潟県教員募集 Web サイトのサーバー移行に関する指定業者との作業事務を行うこと。

4 成果品

(1) 広報活動の立案・計画・進行管理

- 年間広報計画書
- 広報施策の実施記録

(2) SNS、各種メディアやナビサイト等による広報活動の展開

- 広告活動の設計書
- 広告配信に関するデータ
- 実施記録、効果分析に関する報告

(3) 広報活動に必要な動画等の制作

- 制作した動画等データ
- 構成案・台本・編集データ等

(4) ガイダンス・説明会等の立案計画および運営

- 年間ガイダンス・説明会等の企画書、実施計画書
- 運営記録
- アンケート結果と分析

(5) その他

- 広報活動の効果分析報告書
- 広報戦略に関する提案
- 業務完了報告書

5 委託限度額

7,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託料には、本仕様書に基づく業務委託の実施に必要な一切の費用を含むものとする。

6 その他

(1) 上記業務内容は契約締結時点のものであり、事業の執行段階において協議の上、仕様書の内容を変更することがある。

(2) 仕様書に定めのない事項については、その都度協議する。

(3) 上記のほか各業務に関して、他の手法やさらに必要な業務等がある場合は、幅広く提案・実施すること。

(4) 本業務の実施に当たっては、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「情報セキュリティ関連業務特記事項」に従うこと。

(5) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託期間終了後も同様とする。

(6) 各種権利に関する確認や登録商標に関する確認（権利侵害の有無等）は、受託者が行うこと。

(7) 本業務の実施による成果物に係る一切の権利は委託者に帰属するものとし、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用ができるものとする。

- (8) 受託者は、受託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に委託者の承諾を得た場合、一部業務を受託者の責任において再委託できるものとする。
- (9) 受託者は、本業務に関する全ての作成物について、電子データを委託期間終了までに委託者へ提出すること。また、委託期間終了後も、委託者が本業務に関する作成物の電子データ等の提出を求めた場合は、これに応じること。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記2

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、甲の許可を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第4 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(従事者への啓発)

第5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(異常時の報告)

第6 乙は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第7 乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第9 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第10 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第11 乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(コンピュータウイルス対策)

第12 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

(2) 甲が提供するウイルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第13 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに

従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

（実地調査）

第 14 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。